令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省4(Ⅳ-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	着や多様で基本目標IN	の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること(施策目標IV-3-1) :女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワークンスの実現等働き方改革を推進すること デ3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	+0 714	労働基準局 雇用環境·均等局	作成責任者名	労働条件政策課長 松原 哲也(長時間労働、年休、話合いの機会、助成金、医療部分) 労働関係法課長 吉村 紀一郎(労働契約法部分) 大臣官房参事官 堀 泰雄(年休、話合いの機会、特別な休暇制度、勤務間インターバル制度部分) 在宅労働課長 原田 浩一(テレワーク部分) 有期・短時間労働課長 田村 雅 (働き方改革推進支援センター) 雇用機会均等課長 石津 克己(不妊治療と仕事との両立)							
施策の概要	労働者に対	入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする こおける良質なテレワークの導入・実施を進めていくことがで											
施策実現のための背景・課題	1	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移している状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患にかかる労 定件数は高い水準で推移しており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要である。											
ル東天児のための育泉·味過	2	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言(令和2年4月7日から同年5月25日まで)を契機に、急速にテレワークが広がったが、その後はテレワークが減少したという調査結果もある。 しかし、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方として、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの定着・加速を図る必要がある。											
		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理	里由							
	目標1	長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を	働者の割合が高水	者の健康を損なうおそれがあるため 準となっている実態がある。また、労 逢することが重要である。	、その抑制を図る必	里由 必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労 睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度につい							
各課題に対応した達成目標	目標1		働者の割合が高水 て、その導入を促進 労働者が心身の疲 の取得率は5割程	準となっている実態がある。また、労 全することが重要である。 労を回復させ、健康で充実した生活	、その抑制を図る必働者の生活時間や	多要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労 睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度につい 次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇							
各課題に対応した達成目標		長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を	働者の割合が高水 て、その導入を促進 労働者が心身の疲 の取得率は5割程 特に配慮を必要とす	準となっている実態がある。また、労 達することが重要である。 労を回復させ、健康で充実した生活を まで推移している。 する労働者については、特別な休暇制	、その抑制を図る必動者の生活時間やを送るためには、年間度の導入等を促進し、「新しい生活様式	多要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労 睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度につい 次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇							

達成目標1について

測別	測定指標(アウトカム、アウトプット)			口捶仿				この目標値			※ で は は ない を な な な な な な な な な な な な な な な な な	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
※数	字に〇を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	平成30年			令和2年 令和3年		- 測定指標の選定理由 	日保恒(小华-日保千及)の改定の依拠	
	週労働時間60時間以上の雇用者の 割合 (アウトカム) ※令和2年度まで	10.0%	平成20年	5%	令和2年度	-	-	5%			長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数 (参考1)平成21年:9.2%、平成22年:9.4%、平成23年:9.3%、平成24年:9.1%、平成25年:8.8%、平成26年:8.5%、平成27年:8.2%、平成28年:7.7%総務省「労働力調査」 URL:		
G)		10.0%	度	0,0	节和2 年度	6.9%	6.4%	5.1%			http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm (参考2)週労働時間が40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合 平成29年:12.1%、平成30年:11.6%、令和元年:10.9%、令和2年:9.0% (参考3)週労働時間80時間以上の雇用者の割合 平成29年:0.9%、平成30年:0.8%、令和元年:0.7%、令和2年:0.6%		
	週労働時間40時間以上の雇用者の					-	-	-	8%	7.9%	・ 長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る	各種取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%(令和3年は5%)と、目標値をほぼ達成できたところ。	
	週労働時間40時間以上の雇用者の うち、週労働時間60時間以上の雇 用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	_	_	5%	令和7年度	11.6%	10.9%	9.0%	8.8%		必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html	
	年次有給休暇取得率 (アウトカム)	47.4%				-	-	70%	60.9%		・ 労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。 ・ なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%とすることになっている。 (参考)平成21年:47.1%、平成22年:48.1%、平成23年:49.3%、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%、平成27年:48.7%、平成28年:49.4%、平成29年:51.1% 厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html		
2			平成20年 度	70%	令和7年度	52.4%	56.3%	56.6%	58.3%				
	労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合(アウトカム)					-	-	10%	7.8%	8.1%	・ 勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保 するためのものであり、当該制度を企業が導入することは過労死防止 の1つの方策となるが、その導入率が低水準となっているため、その導 入率の向上を指標として設定している。		
(3)		1.4%	平成28年	15%	令和7年度	3.7%	4.2%	4.6%	5.8%			令和4年度の目標は、最新値の令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。	

4	労働時間等の課題について労使が 4 話し合いの機会を設けている事業	52.1%	平成21年	100%	令和7年度	_	-	100%	68%		・ 労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。 ・ なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を令初7年までに100%とすることになっている。	令和4年度の目標は、最新値の令和3年度実績値と最終目標年度の令 和7年度の差分を均等割りして設定した。
	場の割合(アウトカム)					52.9%	64.0%	60.5%	64.2%		(参考)平成22年度:40.5%、平成23年度:46.3%、平成24年度:59.7%、平成25年度:60.6%、平成26年度:52.8%、平成27年度:55.4%、平成28年度:67.2%、平成29年度:55.1% ・厚生労働省「「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」	
5	上 特別な休暇制度普及率	61.4%	平成28年	前年度以	毎年度	前年度 (59.6%)以 上	前年度 (71.6%)以 上	前年度 (80.7%)以 上	前年度 (79.3%)以 上	上	・ 労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせることが重要だが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。 ・ この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくこと	
	(アウトカム)		ළ			71.6%	80.7%	79.3%	88.2%		が重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。 (参考)平成24年度:56.6%、平成25年度:56.8%、平成26年度・平成27年 度は未実施、平成28年度:61.4%、平成29年度:59.6% ・厚生労働省「「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及 促進に関する意識調査」	前年度以上とすることを目標とした。
6	労働契約法解説セミナー参加者の うち労働契約法等労働関係法令の	95.0%	毎年度	95%	毎年度	95%	95%	95%	95%		ナー等の開催により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うことにしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、95%以上という高水準の目標を設定した。	セミナーでは労働関係法令や無期転換ルールに加え、副業・兼業の促進という重要なテーマを扱っており、高水準の目標設定を維持することで、 内容・質ともに充実・維持することができ適正な事業運営が可能となること 及び過去の実績を踏まえ、例年どおり95%を目標とする。
	理解が進んだと考える人の割合(アウトカム)	33.3%	毋平及	95%	毋平及	96.5%	97.4%	97.2%	98.6%	/	・ なお、当セミナーでは、労働関係法令や無期転換ルールに加え、副 業・兼業の促進という重要なテーマにしており、前年実績に左右されることなく1年度ごとで同じ高水準の目標設定を維持するすることで、内容・ 質ともに充実・維持することができ、適正な事業運営が可能となることか 名	(参考2)令和3年度実績値98.6%は分母:セミナー参加者のアンケート回

			令和2年度 令和3年度					
	達成手段1 (開始年度)	予算額	予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額 16,880百万円	13,763百万円			働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成を行う。 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンボジウムの開催、勤務間インターバル制度の導入促進に向けた導入マニュアルの作成や好事例の提供等を行う。 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業		
(1)	労働時間等の設定改善の促進等を通 じた仕事と生活の調和対策推進事業 (平成18年度)	15,456百万 円	12,175百万円	,12,073百 万円	1~6	病気休暇やボランティア休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、企業が参考とする導入事例集等の作成や、休暇制度の導入状況等に関 「る調査等を行う。 ② 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業(※令和元年度より(3)「不妊治療のための休暇制度等環境整備事業」へ) 不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援する。 ③ 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着事業 「働き方や休み方の見直しに向けた労使の自主的な取組の前提となる労働時間や労働契約等に関するルールについて、中小事業主や労働者を対象としたセミナー・ 「開催する。 ③ 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから はる「働き方改革推進支援センター」を設置し、①労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問コンサルティングの実施、②企業の取り 日み事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施、③働き方改革全般に係る先進的な取り組み事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信など つ支援を行う。	2022-厚労-21-0558 2022-厚労-21-0564	
(2)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調査対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組)(平成24年度)	645百万円	755百万円	887百万円	1~3	 ① 医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施 勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援体制として、医療法に基づき各都道府県に設置されている「医療 勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)等において医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労働時間管理を中心とする労務管理等に 関する相談支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。 また、令和6年度から適用予定である医師の時間外労働時間の上限規制に向け、医療機関に対し集中的な支援を行う特別支援や医師の時間外労働時間短縮計画 の策定支援を実施し、医療機関に対する支援の強化を行う。 ② 医療勤務環境改善マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。」)に基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例の収集・分析等を行い、医療機関におけるマネジメントシステムの導入・活用の取組に対する支援の充実につなける。 ③ マネジメントシステムの普及促進 医療機関の管理者等がマネジメントシステムを活用して勤務環境の改善に向けた取組を行うことができるよう、マネジメントシステムの普及促進に向けたセミナーを開催する。 また、医療機関の勤務環境改善に関する好事例を収集・整理し、医療機関が勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを運営する。 	2022-厚労-21-0565	
(3)	不妊治療のための休暇制度等環境整 備事業 (令和元年度)		30百万円 20百万円	40百万円	5	不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援することにより、労働者のニーズに沿った多様な休暇制度等の普及を図る。	2022-厚労-21-0566	

達成目	達成目標2について													
泪	定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年月	度ごとの実	直(参考値) 尾 績値			測定指標の選定理由		水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	平成30年 度			令和4年 度	がた旧様の医だ空田		口惊险(小牛 口惊干皮) 仍仅是仍恨处		
7) テレワーク導入企業の割合 (アウトカム)	11.5%	平成24年	34.5%	令和4年度	前年度 (13.9%)以 上	前年度 (19.1%)以 上	34.5%	34.5%以上	34.5%以上	きであるテレワークは 育て・介護のために休 希望する者の就業機 「世界最先端デジタル おいて、令和2年には る、と目標が定められ の合は11.5%であり、20	t、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍とす している。(2012年時点のテレワーク導入企業の割 020年の目標値は34.5%)	テレワーク導入企業の割合は、元来「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」で定めていたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、「テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワー	
						19.1%	20.2%	47.5%	51.9%		ml 【「世界最先端デジタ」 において設定されてい	问調査 mu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.ht ル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 Nる指標であり、施策の達成状況を表すものになっ 進基本計画と同じ指標を測定指標として設定	カーの割合(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社 情勢の変化を踏まえて設定)」とされていることから、当面は現行の目標 値とする。	
	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和4年度 特別を表現しています。 令和4年度 関連する 指標番号 特別を表現しています。 予算額 指標番号 日本の 日本の					達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和4年度行政事業レビュー事業番号		
	労働時間等の設定改善の促進等を通	5,744百万 円	950百万円		適正な労 メー ルや電	① テレワーク相談センター事業 適正な労務管理下でのテレワークの導入・定着促進を図るため、東京都内に設置するテメー ルや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を実施しテレワークの導入を検討							-利用者の相談、電子	
(4)	じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策) (平成19年度)	 5,179百万 円	643百万円	_ 1,925百万 円	7 中小企業 ③ テレワ· ・セミナー 行う。	 ② 人材確保等支援助成金(テレワークコース) 中小企業事業主に対し、テレワークの導入等に要した経費の助成を行う。 ③ テレワーク・セミナー、シンポジウム等を通した好事例の発信等 ・セミナーを開催し、テレワーク実施時の労務管理上、情報通信技術面における留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。 ・テレワークによりワーク・ライフ・バランスを実現する企業等を表彰し、その取組を周知する。 							2022-厚労-21-0620	
(5)	国家戦略特区のテレワークに関する援助 (平成30年度)		39百万円 17百万円	17百万円	7 国家戦略特	戦略特別区域制度に基づき、地方自治体と連携したテレワークの導入支援(相談対応、コンサルティング)を行う。							2022-厚労-21-0554	
				令和2年度		令和3年度 令和4年度								
	加汞のア昇観(十円)						15,535,539 14,942,526					14,942,526	政策評価実施予定 令和8年度 時期	
	施策の執行額(千円)			14,163,082				13,364,857						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) 第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明									## 年月日 関係部分(概要・記載箇列 関係部分) 関係部分(概要・記載箇列					